

広報 あ あ 大 5 2022 No.735

主な内容

参議院議	員通常選挙実施
ショ ロガス アレロガス	只心们还十入心

... 3

紹介します!

令和4年度の区長さん

... 4

第7次総合計画の策定をスタート … 6

紹介します!

令和4年度の統計調査員さん … 8

手続きをお忘れなく!

児童手当制度

... 22

今月の表紙

4月17日、予科練平和記念館が平成22年2月の開館以来、 来館者数60万人を達成しました。

60万人目の来館者は、千葉県の布施雅弥さん・里恵さん(それぞれ写真中央、右から2人目)の家族です。

当日は、記念セレモニーや、 予科練平和記念館脇で展示中の『零戦』実物大模型への 特別搭乗体験が行われ、布施 さんご家族には、来館者60 万人目の認定証と、年間パス ポートや書籍等の記念品が 贈呈されました。



人口と世帯

総人口 49,296 人 (+ 72) 男性 24,604 人 (+ 15) 女性 24,692 人 (+ 57) 世帯数 21,057 世帯 (+ 86)

5月1日現在、常住人口ベース ※()内は前月比、総務課調べ

防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された 内容は、下記フリーダイヤル の電話番号から確認すること ができます。

(通話料は無料です)

20120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-m.jp まで空 メールを送信していただくか、

右記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。



Twitter YouTube 情報発信中!

町公式 YouTube チャンネル、 町公式 Twitter においても町 の情報を発信しています。

▼ Twitter



▼YouTube





でそろって投票しましょう。※投•開票状況は町ホームページで速報します

| を任せる人を選ぶ重要な選挙です。皆さんの大切な一票、棄権.

議院議員通常選挙が7月に実施される予定です。今回の選挙は、

国政

■今回の選挙で投票できる人

ことが必要です。 次のすべての条件を満たしている

- 町の選挙人名簿に登録されている人 の日本国民 町に住所を有する年齢満18歳以上
- 登録の基準日まで引き続き3か月 に登録されている人 以上阿見町に住み、住民基本台帳
- ※ただし、登録の基準日現在町に住ん に登録される場合があります たことのある人は、町の選挙人名簿 でいない人でも3か月以上住んでい

一投票の方法

票することになります。 の2種類です。したがって、選挙人 1人がそれぞれの選挙で1票ずつ投 選挙』と『比例代表選出議員選挙』 今回の選挙は、『選挙区選出議員

選挙区選出議員選挙の投票用紙に ください は、候補者氏名を書いて投票して

時間

●午前8時3分~午後8時

午前7時~午後6時

)投票場所:町内17投票所 (入

●投票時間

)公示日・投票日:未定 (5月1日現在)

場券に記載・町ホームページにも掲載中)

・比例代表選出議員選挙の投票用紙に 体等名を書いて投票してください 候補者氏名または政党・政治団

一期日前投票

票をすることができます。 どで投票ができない人は、期日前投 投票日当日に、仕事やレジャーな

票区にかかわらずいずれかの投票所 票所として、既設の2投票所のほか、 で投票することができます。 試行的に1投票所の増設を予定して います。期日前投票は、ご自身の投 なお、今回の選挙では、 期日前投

場所 ①役場②本郷ふれあいセンター ※場所により期間・時間が異なりま すので、ご注意ください

3吉原交流センター(試行的に増設) 日の前日の5日間3日程調整中 日の16日間2投票日前5日~投票 (詳細は後日お知らせします) 1公示日の翌日~投票日の前

> 9時3分~午後6時(予定) ❷午前9時30分~午後8時3年前

持参するもの 投票所入場券(入場 票できます) 券がなくても、選挙人名簿に登録 されていることが確認できれば投

※期日前投票を利用される人で、事 票所で宣誓される場合は、 合は、入場券の裏面に必要事項を 欄の記入は不要です) 日当日に投票する場合や期日前投 記入の上、ご持参ください(投票 前に宣誓書の記入を希望される場 宣誓書

投票所入場券

の場合は、封書が複数枚届きます。 ちください。世帯の人数が7人以上 着部をはがし、切取り線に従って個 いますので、封書が届きましたら圧 帯最大6人分の入場券が封入されて 人ごとに切り離して、投票所へお持 送付されます。封書の中には同一世 他市町村で不在者投票 入場券は封書形式で世帯主宛てに

> ください。投票用紙の到着後、滞在 挙管理委員会に投票用紙を請求して で不在者投票をすることができます。 地の選挙管理委員会が指定する場所 前投票ができない人は、阿見町の選 後の手続きに時間がかかります。 お早めに請求・投票してください 出張等で投票日当日の投票や期日 投票用紙の請求・投票

郵便による不在者投票

会までお問い合わせください。 希望する人はお早めに町選挙管理委員 等の交付を請求する必要があります。 あり、投票日の4日前までに投票用紙 る制度です。事前に申請をする必要が 度の障害等がある人が自宅で投票でき 郵便による不在者投票は身体に重

■代理投票·点字投票

※選挙公報は新聞折り込みで配布し る人は当日係員に申し出てください。 員が代筆します。また、目の不自由な 用紙に自書できない人は、投票所の係 人は、点字で投票することができます。 代筆を希望する人・点字器を利用す 心身の故障やその他の事由で、

貼等にも備え置きますのでご利用

ます。役場・うずら出張所・町公民

紹介します! 令和 4 年度の



阿見台 笹沼 栄



中郷西 奥田 久夫

阿見中 23 行政区

きさん

行政区•氏名(敬称略)



中央西 酒井 一彦



中央東 小澤 敦美



西方 湯原 薫



湯原 洋一



湯原 忠之



西郷 設樂 直人



-区南 若林 伊佐男



三区下 湯原 照夫



三区上 江原 利男



鈴木 鈴木 敏一



中央北 糸賀 忠



中央南 豊島 繁



中吉原 栗山 吉美



上吉原 久田 洋



大砂 海老澤 洋



富士団地 山口 道子



大久保 正幸



一区北 小林 信一



二区北 南雲 明夫



住吉 小林 実





福田 木村 袈裟生



新山 齊藤 久芳



下吉原 篠﨑 博幸



鈴木 進



須藤 活久



下本郷 伊藤 茂



上本郷 宮本 誠



鈴木 晟



区南 佐々木 茂文

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです



上長 塚本 喜隆



下小池 横田 健一



上小池 吉田 勉



寺子 加藤 誠



実穀 野口 力



中根 内田 榮



青宿 長南 栄一



立ノ越 今井 和美



中郷東 岩本 信義



岡崎 佐藤 文夫





筑見 中川 純一



曙東 尾崎 勝男



白鷺団地 出口 豊



大室 山﨑 章



霞台 藤沼 栄二



廻戸 西村 浩昭



新町 橋本 久



塙 飯岡 邦夫



石川 中野 茂樹



大形 吉田 紀夫



君島 浅野 順一



レイクサイドタウン 村木 貞之



曙南 村野 定雄



下島津 湯原 仁



上島津 倉田 雅之



飯倉二区 中澤 進五



飯倉 松本 文夫



上条 木村 壽明



追原 小松澤 幹夫



南平台三丁目 秋本 昭夫



南平台二丁目 髙須 泰治



南平台一丁目 小野寺 一郎



竹来 吉田 精之



掛馬 小澤 茂



南島津 臼田 太一

第7次

可能なまちづくりを推進してい くための羅針盤となるものです。

見据え、より一層の発展と持続

希望に寄り添い、

総合計画は、

町民の皆さまの 時代の変化を











ものです。

現在の第6次総合計画が令和5年度未に計画期間が満了するため、 切れ目なく新たな未来を担う第7次総合計画を令和4年・5年の2か年で策定します!



その先にある未来像を実現して となって行動していくことで、 町民の皆さまと共有し、地域一丸 いくための行動指針となります。 実現しようとしている「未来」を 町が向かおうとしている方向や

総合計画とは

などを総合的、 将来像、その実現のための手段 運営の最上位計画として、 的なまちづくりの基本理念や 総合計画は、 町が定める町 体系的に示す

基本構想

中長期を展望した 10年間の政策

基本計画

将来像実現に向けた 全分野の5年間の施策

実施計画

基本計画で定められた施策を 実施するための事業方針

第6次総合計画の構成



取り巻く社会構造・環境は大きく

変化を続けています。

脱炭素社会への取組など、

町を

大規模災害への対策、SDGs、

まちづくりの羅針盤として

コロナ禍で加速したデジタル 少子高齢化の進行、頻発する

> す。ご協力をお願いします。 査やヒアリング等を行っていきま をお聴きするため、アンケート調 欠かせません。 に何が必要なのか、皆さまの想 しあわせな未来を実現するため

町民の声を計画に活かします 策定にあたっては、多くの町

問い合わせ:政策企画課☎888-1 (736) くりに参加していただくことが 描き、考え、語り合い、計画 民の皆さまがまちの未来を思い

総務課文書法制係☎888-1111(297)



参加 求める権利をすべての人に 管理している文書の公開を 推進と町民の皆さんの町政 この制度は、 の促進を目的に、 情報公開制度 開かれた町政 町が

件数

がありました (左表参照) 昨年度は、17件の公開請求 令和3年度の運用状況:

この

制度

は、

個人の権利

町が保有してい

きは、 います。 請求の方法:請求は、 できます ていただきます。 請求書に必要事項を記載し される情報を特定した後、 皆さんの相談に応じ、請求 務課)で受け付けています。 公開コーナー(役場2階総 ムページで取得することが 口に来ることができないと 郵送でも受け付けて 請求書は、 なお、窓 町ホー 情報

美			町 長			= **	
実施機関	公町室長	総務部	生活部	福保祉健部	建業部	委 会	事議務合
件数	1	3	2	2	1	3	5
主な内容	箱関係書類まちづくり提案	筆界等関係記録 保険契約関係書類·	帳図 類・住居表示台 保険契約関係書	問題関係書類 書類·人権同和 災害弔慰金関係	関係書類公共交通補助金	討委員会議事録小中学校別検診	陳情書関係書類請願書および

開示請求に対する決定: 請求の方法:請求は、情報 必要です など身分証 確認のため、 法定代理人であることの その際、本人またはその 務課)で受け付けています。 公開コーナー(役場2階総 明書の提示が 運転免許証

代理 ·開示方法: お知らせした日 内容について担当者がご 写しの交付を行い、その 時に、情報公開コーナー 請求者が本人または法定 説明します。 で個人情報の閲覧・視聴・ 対する決定と同じ 一人であることの確認 その 際も、

実施	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	長炉	公開記 決定状		件数
実施機関	生活部	福保祉健部	次足1 公	開	2
件数	1	4	一部	公開	3
	住民異動申請書	関介係護	非么	〉開	0
主な内容	異動	:護認定審査会	不存	至在	0
内 容	単	審	情報	提供	0
	書	会	合	計	5

公開請求の 決定状況	件数	
公 開	2	
一部公開	3	
非公開	0	
不存在	0	
情報提供	0	
合 計	5	

情報公開制度の公開請求に

白

には、 また、 ことができます の個人情報が条例に違反 者は、 訂正・利用停止の請求:請 していると判断したとき されたり、保有され して収集されたり、 求めることができます。 ときは、 の個人情報に誤りがある 町の保有する自 利用停止を求める 開示を受けた自 町にその訂 利用 たり 正を

か、訂正・利用停止の請求求がありました。そのほ昨年度は、5件の開示請

個 人情報保護制度

公 開 一部公開 6 非公開 1 3 17 皆さんが、 利益の保護を図るとともに、 る自分の個人情報を閲覧し

保障するものです。

公開請求の

決定状況

請求できる人:どなたでも

請求できます

	不	存	在
	合		計
仕組みです。	. を . 請	の誤りがある場合に訂正な	たり、その個人情報に事実

▼請求できる人:自分に関す る個人情報についての請求 ことができます であれば、どなたでもする

令和3年度の運用状況:

はありませんでした

C.	夕	0)
す	分	た
	証	め
	明	`
	書	運
	0	転
	提	免
	示	許
	が	証
	必	な
	再	J.

担当者がご説明します 行い、その内容につい で閲覧・視聴・写しの交付を 日時に、情報公開コーナー 公開方法:お知らせし 知らせします ます)に決定し、

た

として延長するときがあり から14日以内 (30日を限度 請求書を受理した日の翌日 公開請求に対する決定:

書面でお

紹介します! 令和 4 年度の

統計調査員さん



阿見台 笹沼 栄



中郷西 岩月 邦雄

阿見中 23 行政区



令和 4 年度実施の主な調査

- ▼国民生活基礎調査(4月~6月)
- ▼毎月勤労統計調査(毎月)
- ▼労働力調査(8月~令和5年2月)
- ▼令和 4 年就業構造基本調査(9 月~10 月)
- ▼住宅·土地統計調査単位区設定(令和5年1月~2月)

行政区•氏名(敬称略)



中央西 酒井 一彦



中央東 大谷 隆義



湯原 豊一郎



湯原 清



湯原 直人



宮本 昌昭



-区南 若林 敏一



三区下 中村 昇



三区上 倉持 克明



鈴木 内海 喜春



中央北 糸賀 忠



中央南 豊島繁



中吉原 糸賀 進



上吉原 飯塚 勝



大砂 山田 昭一



富士団地 望月覚



上郷 関口 弘行



-区北 中島 正晴



二区北 阿久津 隆男



住吉 江口 美清







福田 木村 成美



新山 寺田 達也



下吉原 宇都木 久夫



鈴木 進



鈴木 忠



下村 茂



宮本 宗吉



倉持 隆司



区南 手塚 好美

各種統計調査へのご協力をお願いします



川崎 友一郎



登ヶ谷 幹男



上小池 大澤 清



新井 邦夫



川田 敏夫



湯原 一茂



山本 學



立ノ越 川村 誠



中郷東 増田 榮一



岡崎 松本 康雄





筑見 鈴木 実



曙東 尾崎 勝男



白鷺団地 山本 一男



大室 吉田 保



霞台 新明 喜代司



廻戸 前島 静雄



新町 吉田 俊一



田﨑 幹雄



石川 天田 廣司



大形 渡邉 文雄



君島 戸之岡 佑一



レイクサイドタウン 川端 康弘



曙南 糸賀 士



下島津 諏訪原 実



上島津 櫻井 博



飯倉二区 鈴川 聖一郎



飯倉 清水 清一



上条 廣瀬 隆



追原 大塚 浩



南平台三丁目 永井 澄惠



南平台二丁目 武藤 次男



南平台一丁目 井原 俊英



竹来 吉田 隆司



掛馬 平岡 均



南島津 大久保 卓幸

公表します

町職員の給与・定員管理等

【 人事課給与厚生係☎888-1111(212•741) 】

1. 総括

①人件費の状況 (令和2年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 令和3年1月1日)	歳出額(A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和元年度 の人件費率
48,070人	22,166,962 千円	581,901 千円	2,715,560 千円	12.3%	15.4%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

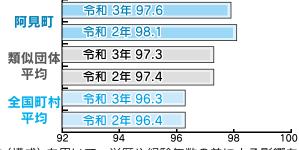
2職員給与費の状況 (令和2年度普通会計決算)

職員数		給 与 費				
(A)	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)	
289人	1,028,544 千円	174,122 千円	399,088 千円	1,601,754 千円	5,542 千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

❸ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	指数			
	令和2年	令和3年		
₽Ţ	98.1	97.6		
類似団体平均	97.4	97.3		
全国町村平均	96.4	96.3		



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職 92 94 96 98 100 の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です
 - 2 類似団体平均とは、人口規模・産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

△給与制度の総合的な見直しの実施状況について

- ▼概要:国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている
- ▼給料表の見直し:実施
- ▼給料表の改定実施時期:平成27年4月1日
- ▼内容:一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

【 2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (各項目とも令和 3 年 4 月 1 日現在)

→職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

▼一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
町	41.4 歳	305,200円	377,262円	323,973円
県	42.4 歳	326,241円	411,079円	369,430円
围	43.0 歳	325,827円	_	407,153円
類似団体	41.3 歳	304,463円	371,025円	338,405円

▼技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
町	*	*	*	*
うち用務員	*	*	*	*

対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース公務員(C)	年収ベース民間(D)	C/D
用務員	50.3 歳	235,200円	*	*	3,186,100円	*

2職員の初任給の状況

区	分	町	围
6几4二元4 取納	大学卒	182,200円	182,200円
一般行政職	高校卒	150,600円	150,600円

区	分	町	玉
吉校 四	高校卒	147,900円	_
技能労務職	中学卒	139,900円	_

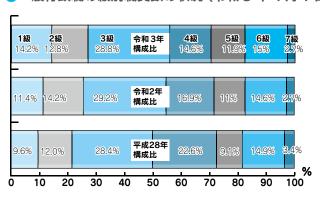
③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 :	分	経験年数 10年以上15年未満	15年~20年未満	20年~25年未満	25年~30年未満
一般行政職	大学卒	272,500円	308,200円	363,700円	384,400円
	高校卒	228,900円	*	該当者なし	364,600円
技能労務職	高校卒		該当者なし		*
仅形为物地	中学卒		該当都	皆なし	

- (注) 1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものですまた、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています
 - 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています (平成 30 年~令和 2 年 の 3 か年平均)
 - 4 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません
 - 5 年収ベースの「公務員 (C)」および「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、 公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です
 - 6 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は「*」としています

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)



(注)	平成 22 年に 6 級制から 7 級制に変更しています	Γ
	(旧給料表を一級一職制に整理)	

区分	標準 職務		職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主	事	32人	14.2%	146,100円	247,600円
2級	主	事	29人	12.8%	195,500円	304,200円
3 級	主	任	65人	28.8%	231,500円	350,000円
4級	係	長	33人	14.6%	264,200円	381,000円
5級	課長	補佐	27人	11.9%	289,700円	393,000円
6級	課	長	34人	15.0%	319,200円	410,200円
7級	部	長	6人	2.7%	362,900円	444,900円

(注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する 代表的な職務です

2昇給への人事評価の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日まで における運用	管理	職員	一般	職員
イ.人事評価を活用している	(C	(C
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	0	0	0	0
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
口.人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4. 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当(令和2年度)

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です

区分	8	J	県	Į		Ē
平均支給額	1人あたり平均支	給額 1,421 千円	1人あたり平均支	給額 1,786 千円	-	_
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
	(1.45 月分)	(0.90月分)	(1.45 月分)	(0.90月分)	(1.45 月分)	(0.90月分)
	職制上の段階・職	務の級等による	職制上の段階・職	務の級等による	職制上の段階・暗	りの級等による
加算措置の状況	加算措置		加算措置		加算措置	
加昇拍电切机术	役職 たんしん	加算 5~15%	役職加	算 5~20%	役職加	算 5~20%
			管理職加	算 15~25%	管理職加	算 10~25%

○勤勉手当への人事評価の反映状況 (一般行政職)

令和2年度中における運用	管理	職員	一般	職員
イ.人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	0	0	0	0
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
口.人事評価を活用していない				
活用予定時期				

②退職手当(令和3年4月1日現在)

	区分	8	町		E
		自己都合	勧奨·定年	自己都合	勧奨·定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875月分
支給	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
率	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709月分	39.7575 月分	47.709月分
—	最高限度額	47.709 月分	47.709月分	47.709 月分	47.709月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例持	昔置 2~20%加算	定年前早期退職特例持	措置 2~45%加算
1.	人あたり平均支給額	10,913 千円	23,919 千円	-	-

- (注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です
- 3地域手当 支給なし

△特殊勤務手当 支給なし

5 時間外勤務手当

	令和 2 年度決算	令和元年度決算
支給実績	116,899 千円	122,570 千円
職員1人あたり平均支給年額	433 千円	452 千円

(注) 時間外勤務手当には 休日勤務手当を含みます

○ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同		支給実績 (令和2年度決算)	支給職員 1 人あたり 平均支給年額 (令和 2 年度決算)
扶養手当	▼配偶者 6,500円 ▼子 10,000円 ▽特定期間 (16 ~ 22歳) の加算額 5,000円 ▼父母等 6,500円	同じ	_	23,431 千円	234,313円
住居手当	借家:月最高限度額 28,000円	同じ	_	16,210千円	257,298 円
通勤手当	▼公共交通機関利用者/定期券代等の実費: 月最高限度額 55,000円 ▼自動車等利用者/通勤距離片道 2km 以上の 場合に距離に応じて 2,000~31,600円	同じ	_	11,794 千円	51,280円
管理職 手当	▼支給対象職員:部長 65,000 円、 課長 40,000 円、施設長 30,000 円など	異なる	役職における 手当額が異なる	21,320 千円	495,814円

(注) 管理職手当については、平成16年7月1日から20%削減しています

(5. 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区	分		月	額	
給料	町長	722,000 円		△ €€ 2	左府
ルロイオ	副町長	585,000円	令和 2 年度		
	議長	369,000円	期末手当	支給割合 3.35 月分	
報酬	副議長	330,000円			
	議員	313,000円		0.55	7 3 2 3
20 100		(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
退職手当	町長	給料月額×在職年数×5	550/100	15,884,000円	任期毎
포크	副町長	給料月額×在職年数×3	310/100	7,254,000円	任期毎

主) 1 退職手当(1期の 手当額)は、4月 1日現在の給料 月額および支給 率に基づき、1 期(4年=48月) 勤めた場合にお ける退職手当の 見込額です

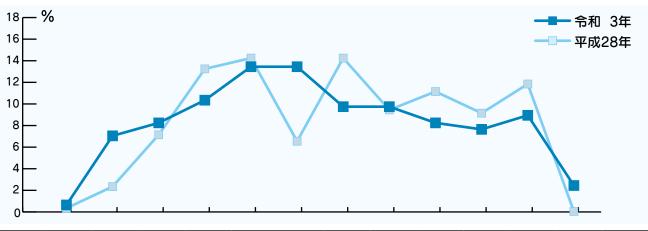
2 町長給料 15%削減、副町長・教育長給料 10%削減を平成 17年7月1日から実施しています

(6. 職員数の状況)

● 1部門別職員数と主な増減理由(各年4月1日現在)

			区分	職員	員 数	対前年	主な増減理由
部門	9			令和2年	令和3年	増減数	土は追溯珪田
		議	会	3人	3人	0	
	_	総	務	81人	84人	3	地域予算業務、マイナンバー業務の増
普	般	税	務	21人	22人	1	土地家屋業務の増
\ -		民	生	82人	81人	1	新型コロナワクチン対策室開設に伴う減
通	行	衛	生	26人	30人	4	新型コロナワクチン対策室開設に伴う増
会	政	農林	水産	11人	10人	1	県への実務研修終了に伴う減
		商	エ	6人	6人	0	
計	部	土	木	24人	26人	2	道路橋梁管理業務の増等
部	門	小	計	254人	262人	8	〈参考〉人口 1 万人あたり職員数 ▼町:54.50 人 ▼類似団体:51.74 人
門		教育部門	归	35人	36人	1	
		小計		289人	298人	9	〈参考〉人口 1 万人あたり職員数 ▼町:61.99 人 ▼類似団体:65.84 人
公会		水 道	Ě	4 人	4 人	0	
営計		下水道	直	7人	8人	1	委託業務解消に伴う増
公営企業等		その化	ţ	17人	17人	0	
等門		小 計		28人	29人	1	
	合	計		317人 [406人]	327人 [406人]	10	〈参考〉人口1万人あたり職員数 68.03人

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です 2 []内は、条例定数の合計です
- ②年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



X	分	20 歳 未満	20 歳~ 23 歳	24 歳~ 27 歳	28 歳~ 31 歳	32 歳~ 35 歳		40 歳~ 43 歳		48 歳~ 51 歳	52 歳~ 55 歳	56 歳~ 59 歳	60 歳 以上	計
職員	員数	2人	24人	27人	34人	44人	44人	31人	32人	27人	25人	29人	8人	327人

7. 公営企業職員の状況 (水道事業)

→職員給与費の状況

▼水道事業決算(令和2年度)

総費用純損益または職員給与費A実質収支B972,902 千円56,661 千円25,556 千円		総費用に占める職員 給与費比率 B/A	令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率	
972,902 千円	72,902 千円 56,661 千円		2.6%	3.3%

職員数		1人あたり給与費				
Α	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	B / A	
4人	14,488 千円	2,160 千円	2,904 千円	19,552 千円	4,888 千円	

▼下水道事業決算(令和2年度)

総費用	純損益または	職員給与費	総費用に占める職員	令和元年度の総費用に
A	実質収支	B	給与費比率 B/A	占める職員給与費比率
1,519,914 千円	230,140 千円	33,903 千円	2.2%	_

職員数		給与費							
Α	給 料	B / A							
7人	20,690 千円	5,328 千円	6,591 千円	32,609 千円	4,658 千円				

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません 2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です

②職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	区分
水道事業	45.8 歳	307,000円	423,207円	下水道事業
団体平均	45.3 歳	335,096円	502,816円	団体平均

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	35.1 歳	280,250円	395,369円
団体平均	43.7 歳	331,372円	495,629円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

3職員の手当の状況

▼期末手当・勤勉手当(令和2年度)

区分	水道事業	下水道事業
1 人あたり平均支給額	1,227 千円	1,586 千円

(注)支給割合および加算措置は、 一般行政職と同じです

▼退職手当(令和3年4月1日現在)

	水道事業		下水道事業			
自己都合				自己都合	勧奨·定年	
1人あたり平均支給額	_	_	1 人あたり平均支給額	_	_	

- (注) 1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです
 - 2 一般行政職の退職手当の 1 人あたり平均支給額は、令和 2 年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当 (注)時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます	水道事業	下水道事業
支給実績(令和 2 年度決算)	1,703 千円	3,136 千円
職員 1 人あたり平均支給年額(令和2年度決算)	425 千円	627 千円
支給実績 (令和元年度決算)	2,311 千円	一千円
職員1人あたり平均支給年額(令和元年度決算)	462 千円	一千円

▼その他の手当(令和3年4月1日現在)

(※) は令和] 2 年度決算額	額です		水	道事業	下水道事業	
手当名	内容および 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績(※)	支給職員 1 人あたり 平均支給年額(※)	支給実績(※)	支給職員 1 人あたり 平均支給年額(※)
扶養手当			_	0 千円	0円	862 千円	287,000円
住居手当	一般行政職	 同 じ		324 千円	324,000円	0 千円	0 円
通勤手当	と同じ			143 千円	35,730円	263千円	44,000円
管理職手当				0 千円	0円	480 千円	480,000円

避難をした結果、何も起きなければ 危険だと判断した場合は、 の段階に応じて、 つ速やかに避難を行ってください。 に関する情報が発令されますが、 幸運だっ 指示等の 対象区域外であっても、 という心構えでい 避難指示等の避難 自主的

が発令する避難情報につい

災害の危険が迫った場合、

緊急度

を守りましょう。 での連携と助け合いにより、 安全

災害に対する準備や、 強風による被害が発生するおそれ 台風によって停電が発生したり、 が生じます。 災害による被害を最小限にする (きな被害が発生し (害への備えが大切です。 (中豪雨や台風による水害や土砂 6 月から10月ごろに 日ごろから防災意識を持ち、 家庭や地域 なくても、 かけ

から が梅雨や台風の季節 を迎

風害に備えましょう!

台風が接近しなくとも、風による被害が発生する可能性は十分あります。 しっかりと対策して被害を未然に防ぎましょう。

想定される被害

避

- ▼飛来物が直撃する
- ▼転倒してケガをする
- ▼自宅の付近に置いてあるものが飛ばして洗濯物、自転車、おもちゃなどを
- ※ご近所に迷惑をかけてしまう可能性 **t**:

対策

- ▼外出を控える、高い場所で作業をし ない
- 固定するか、屋内に退避させる

停電に備えましょう!

令和4年3月16日の深夜には福島県沖で震度6強(阿見町震度4)の地 震が発生し、町の広範囲で停電が発生しました。停電の時でも慌てること の無いよう、普段から停電への備えをしておきましょう。

※停電情報は東京電力のフリーダイヤル☎ 0120-995-007 やホームページ (右記二次元コード) で確認できます



停電への備えと停電時の対策

- ▼モバイルバッテリー等の電源の準備 ▼懐中電灯や足元灯の準備
- ▼ラジオを使って情報収集
- ▼食料、飲料水の確保
- ▼避難の前にはブレーカーを落とす (通電火災を防ぐため) など

防災情報を確認しましょう!

▶防災行政無線

大雨等の特別警報や土砂災害警戒情報の気象 情報、避難指示等の発令や避難所に関する情報 などをお知らせします。

※放送内容が聞き取れなかった場合は、右記の 電話番号から聞くことができます

☎ 0120-131-813(フリーダイヤル・通話料無料)



4各公民館・ふれあいセン ター、吉原交流センター、 役場(町民課・防災危機 管理課) でマグネット シートを配布中です

あみメール

災害・防犯情報等の緊急情報のほか、町のイベント情報が配信されます。t-ami@sg-m.jpに 空メールを送信、もしくは右記二次元コードを読み取り、登録してください。



個人町・県民税 (住民税) の

公的年金からの特別徴収(天引き)制度

65 歳以上 の人



【 税務課町民税係☎ 888-1111 (151・152・156) 】

65歳以上の公的年金を受給されている人のうち、個人町・県民税 (住民税) を納付する義務がある人について、公的年金にかかわる個人町・県民税 (住民税) を年金から天引きする制度です。平成 21年 10月支払い分の年金から導入されました。 ※個人町・県民税(住民税)は、以下「住民税」といいます

対象者

公的年金の受給者で以下のすべてを満たす人

- ▼ 65 歳以上 (4 月 1 日現在) である
- ▼公的年金にかかる住民税の納税義務がある
- ▼年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給している
- ▼介護保険料が公的年金から特別徴収されている
- ▼所得税・介護保険料・国民健康保険税・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えない ※ご自身が対象になっているかどうかは 6 月中旬ごろに町から送付する住民税の税額決定・納税通知 書でご確認ください。なお、65 歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則と して「公的年金所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して給与から天引きする制度となります

徴収される税額

公的年金からは公的年金の所得にかかる税額のみを天引きします。

公的年金以外の所得(給与・不動産など)にかかる税額は年金から天引きはせずに、普通徴収(納付書または口座振替)または給与からの天引きで納めていただくことになります。

対象となる年金

老齢等年金給付(老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金など) ※遺族年金や障害年金は対象外

徴収方法および税額

■新しく特別徴収を開始する年度の徴収方法

上半期 (6月・8月):年税額の4分の1ずつ徴収し、**普通徴収**(納付書または口座振替)で徴収 下半期 (10月・12月・翌年2月):年税額の6分の1ずつ徴収し、特別徴収(年金からの天引き)で徴収

期別	上半期	下半期
徴収方法	 普通徴収 (納付書•□座振替) 	特別徴収 (年金からの天引き)
課税月	第1期(6月)・第2期(8月)	10月·12月·翌年2月
税額	それぞれ年税額の4分の1を徴収	それぞれ年税額の6分の1を徴収

■特別徴収が継続される2年目以降の徴収方法

上半期・下半期ともに特別徴収。

ただし、上半期については、普通徴収(納付書または口座振替)となる場合があります。

期別	上半期 (仮徴収)	下半期 (本徴収)	
徴収方法	特別徴収(年金からの天引き)	特別徴収 (年金からの天引き)	
課税月	4月·6月·8月	10 月·12 月·翌年 2 月	
税額	それぞれ前年度の公的年金に係る年税額の 6分の1を徴収(※1)	それぞれ年税額から仮徴収した額を差し引い た額の 3 分の 1	

※1仮徴収は、前年度において本徴収されていた人が対象になります。そのため、前年度の下半期の本徴収がなかった人や、前年度途中で下半期の本徴収が停止となった人などは、翌年度の上半期の仮徴収は行われませんので、普通徴収(第1期・第2期)となり納付書または口座振替により納めていただくこととなりますので、ご了承ください

仮徴収税額が還付となる人

税額は6月に決定しますが、当該年度の税額決定前に仮徴収額(4月・6月・8月)が決定されるため、今年度の税額が昨年度より大きく下がった人などについては、決定した税額が仮徴収の金額よりも少なくなる場合があります。

この場合、実際に年金から仮徴収額が天引きされた後に、納め過ぎとなった差額を還付させていただきます。

還付手続きの通知につきましては、年金保険者から町に納入されたことが確認された月ごとに「過誤納金還付(充当)通知書」を発送させていただくことから、複数回に分かれることがありますのでご了承ください。

特別徴収が中止になる場合

次のような場合には特別徴収が中止となり、普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただくことになります。

- ①介護保険料が公的年金から特別徴収されないとき
- ②公的年金から特別徴収されている人が亡くなったとき(普通徴収の納税通知書は、相続の対象となる親族の人へ送付します)
- ③所得税・介護保険料・国民健康保険税・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えるとき
- ◆町を転出し、町の介護保険被保険者でなくなったとき
- **5**住民税の税額が変更となったとき
- ※45のケース(転出や税額変更があったとき)については、一定の要件のもと、特別徴収が継続される場合があります

税の公平性・適正な賦課

個人 町・県民税 (住民税) について

【 税務課町民税係☎ 888-1111 (151・152・156) 】

住民税の税率

種類	町民税	県民税	合 計
均等割	3,500円(※1)	2,500円(※2)	6,000円
所得割	6%	4%	10%

- ※1 [東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律] の施行に基づき、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から令和5年度まで500円が加算されます
- ※2森林湖沼環境税の導入により平成20年度から令和8年度まで1,000円が加算された額となっています。 なお、個人県民税の均等割の税率についても、※1同様、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から令和5年度まで500円が加算されます

住民税が課税されない

■均等割も所得割もかからない人

- ●生活保護法により生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)
- 3前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
- ▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合:
 - 28 万円×(本人+控除対象配偶者および扶養親族の数) + 26 万 8 千円
- ▼控除対象配偶者、扶養親族がいない人の場合:38 万円

■所得割がかからない人

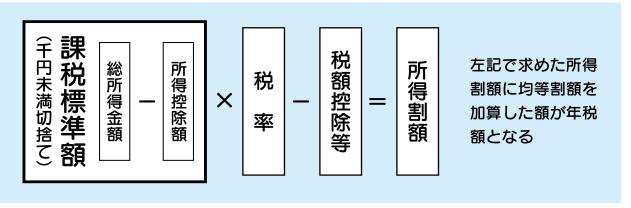
前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

- ▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合:35 万円× (本人+控除対象配偶者および扶養親族の数) +42 万円
- ▼控除対象配偶者、扶養親族がいない人の場合:45 万円
- ▼所得控除の合計額が総所得金額を上回る人

納期および納税の方法

区分	納期および納税の方法	
普通徴収	事業所得者などの人の住民税は、役場から送付する納付書により、6月・8月・10月・翌年1月の年4回の納期に分けて納付していただく方法です	
特別徴収	給与所得者の住民税は、給与の支払者が毎月の給与の支払いの際にその人の給与から住民 税を天引きし、これを翌月の10日までに町に納入することになっています。これを給与 からの特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます	
公的年金から 特別徴収	65 歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかる住民税を年金から天引きする制度です	

税額計算の流れ



■所得金額

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除額などを差し引いたものです。所得が多数ある場合は、それぞれの所得金額を算出し、それらを合計します。

| 所得控除の主な種類

所得控除は、生活の個々事情 (扶養者数、医療費の出費等) を反映させ、個々の事情に合わせた税負担と なるよう考慮するものです。

所得控除の区分	内 容
医療費控除	前年中に納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に、その支払った医療費が一定額を超えるときに受けることができる
社会保険料控除	納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他親族の負担すべき社会保険料 (国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等)を納めた場合に、その支払った金額について所得控除を受けることができる
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合に、一定の金額の所得控除 を受けることができる
障害者控除	納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他扶養親族が障害者にあてはまる場合に、 一定の金額の所得控除を受けることができる
寡婦控除	納税者が寡婦の要件にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
ひとり親控除	納税者がひとり親の要件にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
配偶者控除	納税者と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が 48 万円以下である場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる(自己の所得金額が 1 千万円を超える場合は対象外)
配偶者特別控除	配偶者控除の適用がない人で、納税者の合計所得金額が1千万円以下であり、かつ配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合に、自己および配偶者の所得金額に応じて一定の金額の所得控除を受けることができる
扶養控除	控除対象の扶養親族となる人がいる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
基礎控除	納税者の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる

税額控除の主な種類

税額控除の区分	内 容
調整控除	所得税と住民税の人的控除 (基礎控除、扶養控除など) の差に基づく負担増を調整するための控除
税額調整	住民税所得割の非課税基準を若干上回る所得を有する人の税引き後の所得金額が、非課税の人 の所得金額を下回ることのないように税額を減ずる調整措置
住宅借入金等特 別税額控除	所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、一定の算出 方法で算出した金額を、翌年度分の住民税所得割額から控除
寄付金税額控除	前年中に都道府県、市町村や特定の団体に 2,000 円を超えて寄附した場合、一定の算出方法で 算出した金額を所得割額から控除

6月5日は『環境の日』です

環境保全・補助金制度のご案内

下記補助金については、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの役場執務時間内に、 役場 2 階生活環境課(土日・祝日・年末年始を除く)にて受付となります。

生活環境課2888-1111(251)

スズメバチ駆除費補助金

町では、町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に対して、予算の範囲内で補助金を交付 します (アシナガバチやミツバチ等、スズメバチ以外の蜂は対象にはなりません)。

▼対象者

次のすべての要件を満たす人が対象です

- 1. スズメバチが営巣している町内の土地・建物の所有者、管理者、賃借する個人
- 2. 阿見町税条例に規定する町税の滞納がないこと

▼補助金額

スズメバチの巣の駆除処理1件につき、駆除処理に要した費用の2分の1の額(100円未満は切捨て)で、上限15,000円まで(予算がなくなり次第終了)。

▼申請方法

スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から 1 か月以内に、必要書類 1~⑤を持参のうえ、生活環境課に申請する

▼必要書類

- ○1補助金交付申請書(申請時に窓口でも記入できます)②巣の駆除処理に要した費用の領収書の写し
- 3巣の駆除前および駆除後の写真
 - ※巣の位置により撤去が困難な場合はあらかじめ生活環境課にご相談ください
- 4印鑑5申請者の□座番号がわかるもの

子ども会リサイクル環境教育活動

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育の一環として、子どもたちのリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

▼助成内容: ▼回収した資源物に対して1キログラムあたり5円を乗じた額を補助金として交付 (10 円未満切捨て) ▼年度内に 3 回の活動分まで

令和3年度子ども会による資源物の回収実績 (kg)						
新聞紙•雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	ビン	合計
32,270	182	12,930	1,340	830	74	47,626

~リサイクルにご協力いただき、ありがとうございます!~



▲子ども会のリサイクル活動の様子

飼い犬を散歩させるときはリード (引き網) を必ずつけてください!

- ●「リードをつけずに散歩させている犬によって怖い思いをした」という相談が 多く寄せられています
- ●犬を散歩させるときは、公園・歩道など場所によらず、必ずリードをつけましょう



~廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋め立て~

注意! あなたの土地が狙われています!

【 廃棄物対策課 (霞クリーンセンター内) ☎889-0281

昨年、大型ダンプ1台分の産業廃棄物を夜間人目のつかない道路上や道路沿いの空き地に不法投棄する事案 (ゲリラ的不法投棄) が立て続けに発生しています。

町では、私有地に不法投棄されたごみを回収することはできないため、不法投棄等の行為者が不明、もしくは撤去しない場合は土地所有者や管理者が自ら処分することになってしまいます。空き地、山林、休耕地など、人の目が届きにくい土地は、特に狙われる傾向があります。

また、悪質な業者等から遊休地等の土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を 不法投棄されたり、質の良くない残土などを短期間で大量に埋め立てられてしまう事案も発生しています。こうし た被害を防ぐためには、「土地の有効活用の話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

不法投棄・不適正残土埋め立ての防止対策

- ●近隣にお住まいの人と協力し合い、不審者や見慣れない車などに目を光らせ、情報を共有する
- ●敷地周囲に柵、ネット、ロープなどの囲いを設け、侵入防止策をとる
- こまめに足を運び状況確認を行う
- ●草刈りや枝払いをして視界を広くし、清潔にする
- ●土地の有効活用の話があっても、安易に土地を貸さない
- ●自分だけで判断せず、周りに相談する
- ●必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する
- ●相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる
- 契約は、内容を理解したうえで、必ず書面で結ぶ



▶令和3年のゲリラ 的不法投棄現場



▶右の「不法投棄禁止 看板」等の看板が 必要な人は、上記ま でお問い合わせくだ さい



野焼き・不法投棄・大量の土砂の埋め立て等を見つけたら不法投棄 110 番(☎0120-536-380) へ

- ■受付時間:午前8時30分~午後5時15分(平日)※受付時間外は牛久警察署まで
- ■お問い合わせ:▼牛久警察署 🖪 871-0110 ▼県廃棄物対策課 🖪 029-301-3033
 - ▼町廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎ 889-0281

※県では、産業廃棄物の不法投棄や残土の不適正処理事案の早期発見に資するため、「不法投棄等情報提供報奨金制度」を実施しています

- ▼県に対し、事案の解決 (廃棄物の撤去等) に特に貢献する情報を提供した人が対象となります
- ▼1事案あたり1万円を基本とし、事案解決にかかる通報の重要性・貢献度等を考慮し決定します
- ▼県 HP 内の報奨金制度照会ページも御覧ください (https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/20211030kenshoukin.html)

手続きをお忘れなく!

児童手当制度

6月は現況届の提出時期です

── 子ども家庭課☎888-1111(119)



児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的 として支給されるものです。

対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて 15 日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

■支払月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額	
3 歳未満	15,000円	
3歳以上小学校修了前	10,000 円	
3 脉以上小子仪形 3 削	(第3子以降は15,000円)	
中学生	10,000円	

一所得制限

扶養親族数	1所得制限額	2所得上限限度額
0人	6,220,000円	8,580,000円
1人	6,600,000円	8,960,000円
2人	6,980,000円	9,340,000円
3人	7,360,000円	9,720,000円
4人	7,740,000円	10,100,000円

- ▼第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している子のうち、3番目以降の子を指します
- ▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりませんが、養育している子とみなします
- ①児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額は児童の年齢に関係なく5.000円となります(特例給付区分)
- ②児童手当制度の改正により、令和4年10月支給分から特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます ※所得上限限度額を超える所得のある人は、手当の支給がされなくなります。ご留意ください※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

■現況届の提出

児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当・特例給付現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた提出対象者には、6月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。『児童手当・特例給付現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降(10月期以降)の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

- ※児童手当制度の改正により、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の 提出を原則不要とすることになりました。ただし、受給者と児童が別居している場合や施設等受給者など、 引き続き現況届の提出が必要な場合もありますのでご了承ください(提出対象者には、例年どおり現況届 を送付します)
- ▼提出期限:6月30日(木)まで ※土・日を除く ▼提出先:役場1階子ども家庭課
- ▼提出書類: ▼児童手当・特例給付現況届▼令和4年1月2日以降に町へ転入した場合:令和4年1月1日現在の住所地をご記入ください▼児童と別居している場合: 『児童手当・特例給付別居監護申立書 (対象者には封入して送付します。封入されていなかった場合は子ども家庭課窓口でご請求ください)』

給対象の人

存じですか 福祉費(マル福)制度

国保年金課後期高齢医療福祉係☎888-1111(134・135)

また、生活保護を受けている人も対象外です。 があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。 る制度です。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限 ■■ 象になる人に対し、保険診療となる医療費 (※) を助成す に住所があり、各種健康保険に加入していて、 左記の対

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含みます

対象となる人

最初の3月31日まで 0歳~18歳の誕生日以

重度心身障害者 交付を受けている人 身体障害者手帳1・2級の

心臓・じん臓・呼吸器・ぼう ている人 者手帳3級の交付を受け 能障害により、身体障害 よる免疫または肝臓の機 こうもしくは直腸・小腸・ ヒト免疫不全ウイルスに

特別児童扶養手当1級の支 の交付を受けている人 身体障害者手帳3級の両方 療育手帳(判定B)および 交付を受けている人 療育手帳 (判定A以 E の

障害基礎年金1級に該当する 入が要件となります 後期高齢者医療制度への加 精神障害者保健福祉手帳 障害年金を受給している人 歳以上75歳未満の人は、 級の交付を受けている人

母子 (父子) 家庭

の初日から出産月の翌月の 届出をした人(妊娠届出月 母子保健法に基づく妊娠の 末日まで)

国保年金課窓口へ左記のもマル福の申請

のを持参し申請してください。

新があります(妊産婦を除く)。 父付します。 なお年に1回更 該当の場合マル福受給者証を 心身障害者に該当の人は身座番号のわかるもの▼重度 別児童扶養手当証書·障害年 体障害者手帳·療育手帳·特 人は保護者の金融機関の口 保険証▼印鑑▼18歳までの 書類(運転免許証等)▼健康 |持参するもの:▼本人確認

配偶者のいない女性(男性) まで。子が障害児または高 生日以後、最初の3月31日 る場合のみ。子の18歳の誕 とその子(現に監護してい 校在学中の場合は20歳未満 【要件あり】)

窓口での自己負担

・外来の場合:医療機関ごと ません ます。 にかかる自己負担はあり を限度に自己負担となり に1日600円、 保険薬局での調剤 月 2 回

重度心身障害者のマル福 食事代 該当する人は自己負担金は 己負担となります 負担となります。入院時の (標準負担額) は自

町からの助成

18歳までの人は、 医療機

、ます

示してください。 者証を医療機関等の窓口に提 健康保険証等とマル福受給 県内の病院にかかる場合

・入院の場合:1日300円、 月3000円を限度に自己

ありません

等 (源泉徴収票不可) ない人は住民税課税証明書 のわかるもの▼転入等によ 名義の金融機関の口座番号 は母子健康手帳・妊産婦本人 手帳等▼妊産婦に該当の人 金証書·精神障害者保健福祉 町で所得の確認ができ

してください。

※妊産婦の人は医療機関への

かかり方などがほかの対象

外来自己負担金支給の申請を が600円未満の場合には、

助成します。

外来自己負担金

入院自己負担金を町が独自に

の窓口で支払った外来および

※住民税課税証明書等は『総 所得·扶養人数·所得控除」 象者により必要な年度が異 の記載されたものです。対 なります

玉 県外で診療を受けたときは、 後日指定口座に振り込みます。 支給の申請をしてください。 保年金課窓口で医療福祉費 診療には使用できません。 者と異なります マル福受給者証は、 県外の病院にかかる場合 県外で

いろいろな届出

更があったとき 福祉手帳の等級や判定に変 障害年金·精神障害者保健 身体障害者手帳·療育手帳 に届出が必要になります。 左記の場合、国保年金課窓 健康保険証が変わったとき 住所や氏名が変わったとき

調整交付金を活用して 特定防衛施設周辺整備 防衛省から交付される 小児マル 福の一 部 に、 病院にかかるとき

交通事故等の第三者行為

6月4日~10日は

と口の健康週間

【 健康づくり課(総合保健福祉会館 「さわやかセンター」内)☎888-2940 】

歯と口腔の健康は、食べ物を噛む、飲み込む、おいしく味わう、会話を楽しむなど、生活の質に大きく関わっ ています。そのため、生涯にわたってむし歯と歯周病を予防し、歯を残すこととともに口腔機能を維持するこ とが必要です。

むし歯を予防しましょう

「むし歯」は、口の中にいるむし歯菌が、食べ物や飲み物に含まれる糖分から酸を作り出し、その酸によって 歯が溶けた状態のことをいいます。口の中のむし歯菌を増やさないようにすること、歯を溶かす酸をつくりに くい生活習慣、むし歯になりにくい歯をつくることで予防できます。

▽歯みがき

むし歯予防には、「食べたら歯みがき」が基本です。歯ブラシ以外にも、歯と歯の間の掃除には、デンタルフ ロス(糸ようじ)や歯間ブラシを活用しましょう。歯や歯ぐきの状態をよく観察し、痛みや出血、腫れなど の気になる症状がある場合は歯科受診しましょう。

▼食習慣

1日3食バランスの良い食事をよくかんで食べましょう。よくかむことで唾液がたくさん出ます。唾液は 口の中の汚れを洗い流す役割があります。また、長い間口の中に食べ物が入っていると、歯を溶かす酸を作 りだす状態になるので、だらだら食べることはむし歯につながります。時間を決めて規則正しく間食を楽し みましょう。

▼定期的な歯科検診

かかりつけ歯科医を持ち、検診や口腔ケアを受けることが大切です。自分に適した歯のみがき方、歯間部の 掃除の仕方を教わることもお勧めです。幼児期には定期的にフッ素塗布を受けましょう。

●乳幼児の歯科相談について

町では、乳幼児健診やこども健康相談にて歯科衛生士による相談を行っています。ぜひご相談ください。

歯周病を予防しましょう

「歯周病」は、歯周病菌によって、歯を支える歯ぐきや骨が壊されていく病気です。重症化すると、やがて歯 が抜け落ちてしまうこともあります。また、歯周病は全身に悪影響をおよぼします。年齢とともに、口の機能 が低下し、歯周病を引き起こしやすくなります。生活習慣を改善することで歯周病を予防することができます。

▼禁煙

タバコの煙の中には、数多くの有害物質が含まれています。喫煙や受動喫煙は、歯周病の原因となったり、 重篤化させたりします。禁煙しましょう。

▼生活習慣の見直し

歯周病は、生活習慣病の一つです。歯周病と肥満、動脈硬化、糖尿病等は関連しています。栄養バランスの とれた食事や適度な運動によって生活習慣病を予防しましょう。

▼ストレスの解消

過度のストレスや体調不良があると、体の抵抗力が低下します。歯周病菌に対する抵抗力も低下するため、 歯周病を引き起こしやすくなります。日常生活でのストレス解消のため、休養や趣味の時間をとり、リラッ クスすることが大切です。

●[8020 (ハチマルニイマル) 運動|[6424 (ロクヨンニイヨン) 運動| をご存じですか?

国では、[80歳になっても20本以上自分の歯を保ちましょう]という運動を推進しています。[6424]とは、 県独自の中間目標で、「64歳で24本以上の歯を保ちましょう」と「むし歯にしない」の意味が込められて います。「生涯自分の歯で噛む」ことを目指しましょう。

熱中症に気をつけましょう!

▼熱中症とは

高温多湿な環境に長くいることにより、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもった状態をいいます。**熱中症になると、めまい・頭痛・吐き気・身体のだるさ等の症状が現れ、ひどいときは意識障害や死に至ることもあります**。

熱中症は**環境・からだ・行動の3つの要因**によって引き起こされる危険性があります。

▽環境:気温が高い、湿度が高い、風が弱い

▽からだ: 高齢者や子ども、二日酔いや寝不足、脱水状態

▽行動:激しい運動、屋外作業、水分補給できない

感染防止のためのマスク着用により、皮膚から熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、熱中症の危険性が高まります。

▼熱中症の予防

のどが渇いていなくても、こまめに水分補給しましょう

इंट्रि	外出時には	マスク着用時は
▽エアコン使用中もこまめに換気・ 室温調整する	▽日陰へ移動。帽子や日傘を使用 ▽通気性のよい、吸湿性・速乾性の	▼屋外で人と 2m 以上離れていると きは、マスクを外す
▽遮光カーテン・すだれ・打ち水	ある衣服の着用	▽強い負荷がかかる運動や作業を避
を利用する	▽気温が高い日には、日中の外出を できるだけ控える	け、こまめに休憩する

▼熱中症が疑われるときは

- ▽涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、からだ (特に、首回り、脇の下、脚の付け根など) を冷やしてください ▽水分・塩分を補給してください
- ▽自力で水分補給できない場合、意識がない場合は、すぐに救急車を呼んでください

元気アっプ!リいばらきを使って健康づくりに取り組みましょう!

ウォーキングや健診の受診、減塩、禁煙など、アプリ内で県が指定する健康づくりの取組によりポイントが付与されます。ポイントを集めると協賛店の特典や、県産品などが抽選で当たります。楽しみながら健康づくり習慣を始めましょう!



▼ 「元気アっプ!リいばらき」 をインストール







🚺 🤇 Android 用

- ▼町限定の景品(数に限りあり)
 - 1 2,000 ポイント貯める
 - ②町や職場の健診、人間ドック等でがん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診のいずれか)を1つ以上受ける
 - 3健康づくり課窓口で、アプリ画面で 2,000 ポイントの確認と、今年のがん検診受診状況が確認できるもの (結果等) を提示して記念品を受け取る





不妊治療費助成事業・ 不育症治療費助成事業のご案内

【 健康づくり課(総合保健福祉会館 「さわやかセンター」内)☎888-2940 📜

■不妊治療費助成事業

▼対象となる治療

保険適用外の体外受精・顕微授精・男性不妊治療

▼助成回数

- ※治療開始日の妻の年齢が 43 歳未満の人が対象 です
- ▼初回申請の治療開始日が39歳までの人:通算6 □
- ▼初回申請の治療開始日が 40 歳~ 42 歳 の人:通算 3 回

▼対象者

下記すべての要件に該当する人。

- 1法律上婚姻をしている夫婦で、夫・妻のいずれもが特定不妊治療終了日および申請時点で、町内に1年以上住所を有する
- ②夫・妻のいずれもが町税を滞納していない
- 3県不妊治療助成事業 (県実施事業) の補助 金交付決定を受けている

■不育症治療費助成事業

▼対象となる治療

保険適用外の不育症の検査および治療

▼助成回数

年度につき 1回 (上限額 5万円)、通算 5回まで助成

▼対象者

申請日時点で法律上の婚姻関係にある夫婦で、下記すべての要件に該当する人。

- 12回以上の流産等により医師に不育症と診断された
- ②不育症検査および治療が終了した日および 申請日において町内に1年以上住所があり、 以降も1年以上引き続き町内に住所を有す る意思がある
- 3国民健康保険・社会保険等の健康保険に加入している
- ⁴町税を滞納していない
- ⑤前年の所得(1月から5月までの間に交付申請を行う場合は前々年の所得)の合計額が730万円未満である

マその他

申請の詳細については上記にお問い合わせ ください

たばこの害から子どもを守りましょう

たばこに含まれる有害物質を吸うことにより、発がん率の上昇や呼吸器疾患、生活習慣病の発症などのリスクが高まります。

また、煙の出ない加熱式たばこは、害がないと誤解し、<u>子どものそばで吸ってしまう危険性</u>があります。加熱式たばこの主流煙には発がん物質を含みます。紙巻きたばこより加熱式たばこのカートリッジは小さく誤飲事故が多発しています。子どもをたばこの害から守りましょう。

▼受動喫煙による子どもへの影響

▽中耳炎▽気管支ぜんそく▽呼吸機能の低下 ▽小児がん▽言語能力の低下▽落ち着きのなさ▽身体発育の低下





空き家バンク制度

~住まなくなった家、登録しませんか~

都市計画課☎888-1111(232)

町では、空家等の有効活用を通し、良好な住環境を維持することにより、町への定住促進および地域活性化を 図るため、空き家バンク制度を運用しています。空家等をお持ちの人や、売却をご検討している人は、ぜひご 登録ください。その空家等は誰かにとって必要な家かもしれません。

空き家バンクとは

町内に活用されていない空家等をお持ちの人で、「売りたい」「貸したい」人に物件を登録していただき、町内への定住等を目的として空家等を「買いたい」「借りたい」という人へのマッチングを行う制度です。

※町では、登録された空家等情報を利用登録者に提供しますが、物件の交渉や契約等については、媒介業者を通して契約行為を行っていただきます。また、すべての空家等物件が登録できるわけではありませんので、詳細は都市計画課へお問い合わせください



「つながる心ったわる笑顔」

●まい・あみ・まつり 2022 ●

日時:8月6日(土)·7日(日) 午後3時~9時 メイン会場:まい・あみ・特設ステージ

および まい・あみ・ストリート (通称)

『まい・あみ・まつり 2022』のテーマが『つながる心 つたわる笑顔』に決定しました。今月号では、『まい・あみ・まつり 2022』の概要と実行委員会の皆さんを紹介します。

『まい・あみ・まつり』は、家族や地域の絆を大切に、人と人とのつながりを通して、潤いと活力のあるまちづくりを目標とする町最大のイベントで、今年で33回目を迎えます。新型コロナウイルス対策を講じて2年ぶりの開催に向け準備に取り組んでいますので、皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

まい・あみ・まつりクリーン3か条

- 1. ごみの持ち帰りに協力します
- 2. ごみを指定の場所以外には捨てません
- 3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

楽しいまつりのための約束だよ!









仏報協賛金部会



前列左から:秋元悟(町商工会)、舘野幸一(町商工会) 後列左から:横島秋代(町商工会)、根本麻里(町社会 福祉協議会)、石部克彦(阿見ライオンズクラブ)、 後ノ上優(役場)

その他: 横田信子 (町商工会)、小泉達哉 (JA 水郷つくば)、長谷川隆政 (一般応募)

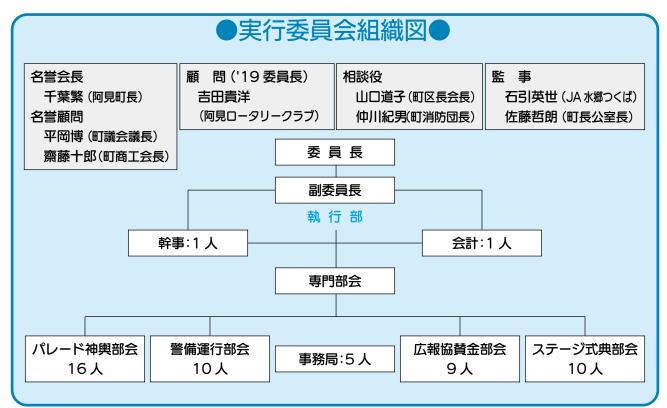
本部役員



前列左から:長澤みづき(会計=役場)、松浦健一(実行委員長=一般応募)、武塙文明(副委員長=町商工会)、酒井悠介(幹事=役場)

後列左から:西澤優子 (事務局=役場)、植松洋介 (事務局=役場)、本橋大輔 (事務局=役場)、竹之内英一 (事務局=役場)

その他: 栗原浩子 (事務局=会計年度任用職員)



令和4年4月20日現在



パレード神輿部会

前列左から: 高野裕子 (よさこい雅)、宮本香織 (よさこい雅)、 小柳望 (茨城 YOSAKOI 小柳組)、松本太洋 (東睦)、飯塚 昭人 (青宿むつみ会)、飯塚順一 (阿見神輿連合)

後列左から: 清水直美 (桜睦会)、菊地久子 (天翔如人)、伊藤三千子 (天翔如人)、木村恵利子 (天翔如人)、野ロテル子 (天翔如人)、菊池映子 (曙獅子連)、佐々木茂文 (町区長会)、原和彦 (青宿むつみ会)、

その他:清水健治(阿見神輿連合)、藤間明美(三頭獅子神輿会)

ステージ式典部会



前列左から: 吉田孝幸(役場)、林田祐樹(霞ヶ浦成人病研究事業団)、小室秀敏(一般応募)、吉永真優(茨城大学農学部)

後列左から: 兼子智恵 (東京医大)、中山大地 (東京医大)、柿添卓己 (町金融団)、飯島健太 (町金融団)、菊田真吾 (茨城大学農学部)、本間温大 (茨城大学農学部)

警備運行部会



前列左から: 濱地宏征 (阿見ロータリークラブ)、 大槻佳祐 (ヰセキ関東)、齋藤祐司 (役場)、豊嶋 柊人 (役場)、田中雄 (一般応募)、片尾太紀 (朝日燃 料支処)、宮平和也 (武器学校)

その他: 横田英明 (武器学校)、杉山大樹 (町スポーツ協会)、関隆瑞 (町スポーツ協会)

公共下水道・農業集落排水の接続工事に係る費用 助成制度を拡充しています!

公共下水道と農業集落排水の接続工事に係る費用助成制度が平成30年度より拡充され、令和4年度も継続することとなりました。今まで対象にならなかった人も対象となるほか、条件を満たす人は補助金額が増額されています。 霞ケ浦や身近な河川の水質浄化のため、この機会にぜひ公共下水道や農業集落排水に接続をお願いします。

(上下水道課費889-5151)

■拡充の内容

	拡充前	拡充後
補助対象期間	供用開始から 3年間	▼期間制限なし(平成 30年4月以降に供用 開始となった区域は 供用開始から3年間)
補助金額	補助対象工事の 半額で上限4万円	▼ 65 歳以上または 18 歳 未満の人がいる世帯で、 町県民税の世帯課税対 象所得※が 334 万円以 下の場合は、補助対象工 事の全額で上限 35 万円 ▼それ以外は補助対象工 事の半額で上限 4 万円

※町県民税の世帯課税対象所得:所得から社会保険料や基礎控除、扶養控除などを引いた金額(課税対象所得)について、世帯全員分を合算したものです

- ▼実施期間:平成30年~令和4年度(予定)
- ▼補助内容:公共下水道または農業集落排水の接続工事に係る宅地内配管工事費
- ▼補助対象:公共下水道または農業集落排水の供用開始 区域に住所を所有し、まだ公共下水道または農業集落 排水に接続していない人。なお、店舗兼住宅の場合は、 住宅部分の延床面積が2分の1以上必要です
 - ※新築(建築確認申請が必要な増築・改築含む)・官公庁・ 法人その他の団体・町税に滞納がある人は対象外

▼課税対象所得の確認方法

- 1町・県民税(住民税)が給与からのみ天引きの人:勤務先から5~6月ごろ配付される「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書(納税義務者用)」の「課税標準」に記載された金額になります
- ②町・県民税(住民税)を年金から天引きされている人または納付書や口座振替で納めている人:町から6月ごろ郵送される「町民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」の「課税標準額の明細」に記載された金額になります
- 3上記の書類が見当たらない人「補助金の事前調査に関する同意書」を町上下水道課にご提出いただければ、町で補助対象かどうかの確認を行い、結果をご連絡します。所得証明書でもご確認いただけます

▼課税対象所得の注意事項

4~6月に申請の場合は前年度、7~翌年3月に申請の場合は今年度の町県民税世帯課税対象所得で判断します

▼補助の流れ

補助申請→申請の確認→決定通知→工事→実績報告 →実績報告の確認→確定通知→補助金支払

▼補助申請に必要な書類

- ▽すべての人に必要なもの
 - ①町公共下水道接続工事費補助金交付申請書または町農 業集落排水設備設置工事費補助金交付申請書
 - ②排水設備計画 (確認・変更) 申請書の写し
 - ③町税の納税証明書
 - 4補助対象工事に係る見積書の写し
 - ⑤補助対象工事前の写真(すでに公共下水道または農業集落排水施設に接続されているものではないことがわかるもの)
 - ⑥建築物が申請者の所有でない場合にあっては、 当該建築物の所有者の承諾書
- ▽拡充分を申請する人に必要な書類
 - ⑦申請者および申請者と同一の世帯に属する人の 所得証明書または非課税証明書
 - 8申請者の属する世帯の住民票
 - 9世帯構成員の状況
- ※③⑦⑧は住民票、納税・課税状況について、町で確認することにご同意いただければ、提出を省略することができます(他市町村在住者除く)

▼実績報告に必要な書類

- ①阿見町公共下水道接続工事費補助金実績報告書または 農業集落排水設備設置工事費補助金実績報告書
- ②排水設備工事完了届の写し
- ③補助対象工事に要した経費に係る領収書の写し (配管延長等の内訳が記載されたもの)
- ④補助対象工事施工中または完了後の写真 (接続した ことが分かるもの)

▼注意事項

▽申請書等は町ホームページからダウンロードできます▽補助申請前に工事を行ってしまうと補助対象になりません▽補助申請時・実績報告時には敷地に立ち入り、現地確認を行います▽予算の範囲内の補助ですので予算がなくなり次第終了になります

紹介します!

農業委員•農地利用最適化推進委員

【 農業委員会事務局☎888-1111(186)

新たに農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました

3月31日をもって前委員が任期満了を迎え、4月1日から新たに農業委員が町から10人任命されました。また、新たに農地利用最適化推進委員として10人が農業委員会会長から委嘱されました。

農業委員

- ▼農業委員は議会の同意を 得て町長から任命されます
- ▼委員定数の過半数は認定 農業者となっています
- ▼農地法等の権限事務に ついて審査および決定を 行います
- ▼4月1日に開催された 臨時総会において、会長に 横張清彦氏、会長職務代理 者に吉田修夫氏が選出され ました
- ●定数:10人
- ●任期:4月1日~2025年 3月31日



下小池 大塚 芳夫



三区上 小松崎 秀昭



大形 島田 辰男



上本郷中島 悟



 一区

 藤平
 清子



西方 本間 保



上島津 柳生 利幸



中央南 横張 清彦



中吉原 古田 和嗣



大形 吉田 修夫

農地利用最適化推進委員

- ▼農地利用最適化推進委員 は、農業委員会会長から 委嘱されます
- ▼農地等の利用の最適化を 推進するため、担当地域で 担い手農家への農地集積、 耕作放棄地の発生防止・ 解消等を行い、農地の有効 利用を図ります
- ●定数:10人
- ●任期:4月4日~2025年 3月31日



三区下 秋葉 政男



上吉原 飯塚 尚志



石川 糸賀 稔



上小池 小見川 清



上島津 諏訪原 昌子



廻戸 野口 勝弘



上条 細田 展之



君島 山﨑 翔子



竹来 吉田 *一*男



上長 吉田 浩



予科練平和記念館ホームページ http://www.yokaren-heiwa.jp/

予科練平和記念館☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時~午後5時

予科練平和記念館の展示室紹介

予科練平和記念館には、7つの展示室があり、それぞれの展示室がテーマを持っています。今月の予科練平和記念館だよりでは、各展示室について紹介します。今後は、当館の各展示室や施設についてシリーズでご紹介していきます。

▼第1展示室:「入隊」

予科練を目指した少年たち。彼らの応募から入隊までの揺れ動く心情を「募集」と「志願」 という二つの側面から明らかにし、予科練を目指した時代的な背景や制度の変遷を解説・ 展示しています。



▼第2展示室:「訓練」

予科練での厳しい生活や訓練風景、教育の様子などを、当時の取材に基づいてイラストや写真、実物などで紹介しています。航空兵を目指して時代を駆け抜けた予科練習生の実際の姿に迫る展示を行っています。



▼第3展示室:「心情」

手紙や日記、手記などをもとに、希望と不安の中で日常を過ごしつつ訓練に明け暮れた少年たちの「想い」に触れることで、時代を経ても色あせることのない彼らの「心情」に迫ることのできる展示です。



▼第4展示室:「飛翔」

予科練卒業後、飛行練習生課程や実用機教程などを経て、戦地へと飛び立っていった 予科練出身者。彼らは各戦線で活躍しましたが、一方で思いを遂げられずに訪れたさま ざまな悲劇などを伝える展示を行っています。



▼第5展示室:「交流」

戦時下という苦しい状況においてもたくましく生き、厳しい訓練を受けた予科練習生を影から支えた阿見の人々。予科練習生と阿見の人々との交流の軌跡を、戦時下の暮らしを物語る情報や資料と対比させながら紹介しています。



▼第6展示室:「窮迫」

戦局の悪化により国土が狙われ、空襲という形で現実化した恐怖。それを臨場感あふれるシアター映像と空襲にちなんだ資料や体験者の証言によって感じとれる展示空間となっています。



▼第7展示室:「特攻」

多くの予科練習生が犠牲となった「特攻」作戦。予科練出身の戦死者を暗示する光に囲まれた展示室で、予科練と「特攻」作戦のかかわりについて紹介しています。











稲敷広域消防本部

河村電器産業株式会社に感謝状を贈呈

4月13日、稲敷広域消防本部は、河村電 器産業株式会社と同社従業員7人に感謝状を 贈呈しました。

今年1月、同社従業員が河村電器産業株式 会社つくば工場において心肺停止状態の男性 を発見し、119番通報を実施。AEDによる 心肺蘇生などの適切な応急手当を行いつつ、 男性を心拍再開した状態で救急隊に引き継ぎ ました。

その結果、男性は一命をとりとめ、無事 社会復帰することができました。

今回の感謝状は、その功績を称え贈呈され たものです。



伊藤清悦さん 佐藤勲さん 『茨城県町村会民間自治功労者表彰』受賞

伊藤清悦さんと佐藤勲さんが 「茨城県町村 会民間自治功労者表彰 を受賞し、3月30日、 水戸プラザホテルにおいて表彰式が行われ ました。

伊藤清悦さん(写真左から2人目)は、 保護司、民生委員・児童委員などとして永年 にわたり社会福祉の増進に尽力され、佐藤勲 さん(写真左から3人目)は、民生委員・ 児童委員、学校評議員、行政区区長など多く の役職を務められ、町政の発展に貢献され ました。

今回の受賞は、こうした功績が認められた ものです。



〈広告欄〉

はみんなのために 未 来



共生型障害者グループホーム & 訪問看護ステーション ルンキャ

一般社団法人 配慮者支援協会

阿見町中郷 2丁目23-9 mail: hairyo8140@gmail.com

TEL: 029-879-8140

お気軽にご相談ください

でいる 住まいに関わる事ならお任せ下さい ですがっ

ユニットバス 298,000l

(税込327,800円+別途工事費)



お見積り無料です!!

TEL. 029-888-61 ネロ・デザイ

TOTOサザナ

株式会社 稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102

安心して暮らせる住まいつくり 住まいのことなら 美都住建へ

【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅

建築業知事免許 (般-29) 第 22375 号

~ 自分らしい生活~ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使おう ○手摺取付、バリアフリー

健康・快適 住宅 ~ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は 【本 社】阿見町実穀 1283-10

TEL.029-842-7196

【陶松》和】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事ならん

LIXILリフォームショップ 茨城県知事免許(5)第5548号

有限会社 美ミ都ッ和ワ

【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118

<住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理

【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200

インフォメーショ

お知らせ 期日 開催について 6月18日(土) 家 族 会

の

いセンター・吉原交流センタ

中込方法

町スポーツ協会事

場所 時間 申込方法 左記に申し込む 本郷ふれあいセンター 午後1時30分~3時30分

対象精神に障害がある人

とその家族 渡辺

8070-2835-0775

内容 悩み相談・意見交換

閻土浦地方家族会事務局

内容 報酬 立ち会い いて適正に行われているかの 日額10800円

応募方法 6月10日(金)まで 登録されている人 応募条件 を超えた場合抽選) に左記に直接申し込む(定員 町の選挙人名簿に ※土・日

0000

▼申込期間

6月13日(月)~7

を除く

申し込む

月0日(水)

0000

shofuku/7-3.html)

をご確認

ibaraki.jp/hokenfukushi,

申込方法 県障害福祉課ホー

レクリエーション競技参加者募集県障害者スポーツ大会団体競技・

ムページ (https://www.pref

の上、町社会福祉課・施設等へ

閰町選挙管理委員会(役場2階 総務課内) 8888-1111 (2 9 6)

間県障害者スポーツ・文化協会

募集 ボール大会』参加者募集『令和4年度町長杯ソフト

代表者会議 日(日) 総合運動公園町民球場 ※予備日:10日(日) 6月18日(土

問

セン

〈広告欄〉

ター番888-2036 (公社) 町シルバー人材 れを希望される人歓迎 草刈り、草取り、植木の手入 施設清掃、網戸・障子貼り、

る参議院議員通常選挙の『投票立

町では、7月に予定されてい

票立会人」募集 参議院議員通常選挙『投

期日

6月2日(日)、7月3

会人』を左記のとおり募集します。 期日前投票立会人

期日 時間 勤務場所 日の前日までのうち希望する日 公示日の翌日から投票 午前8時3分~午後8時 役場・本郷ふれあ

募集人数 46人(各投票所2人) のいずれか

投票立会人 報酬 日額9600円

期日 勤務場所 町内17投票所のう 時間 午前7時~午後6 **募集人数** 3人(各投票所2人) ち希望する投票所 投票日 時

閰▼町スポーツ協会事務局

中

2526▼町スポーツ協会

央公民館内)四888-

ソフトボー

ル部代表横田

8090-3339-5820

投票手続きの全般につ

お知らせ 期日 入会説明会開催町シルバー人材センター 6月7日(火)

▼時間 場所 対象 要事前予約) 賛同し、 ター(総合保健福祉会館別館) (入会承認制) る町内在住の60歳以上の人 間程度(5分前までに集合: 町シルバー人材セン 午前9時3分から1時 同センターの趣旨に 健康で働く意欲のあ ※特に女性で

参加料 にて開催 午後7時 から ム5000 中央公民

阿見中央店

日(木) 申込期間 ※代表者会議にて徴収 1チー 6月1日(水)~ 円 16

▼その他 ことがあります。なお、スポー 込む 感染症の影響により中止になる ツ傷害保険へご加入ください 新型コロナウイルス

務局に直接または電話で申り

TEL:840-2438 「樹里」店内に併設

家具の店

TEL:887-3421 般家庭用家具からオ

樹里

高齢者向け住宅改作

株式会社

〒300-0333

TEL:887-3421

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、 ご相談に応じます。

介護

阿見町若栗1766-3 FAX:887-3422

Clella 外国人講師がメインで教える英会話教室 日常会話+英検 Jr, 無料体験レッスン 英検対策も!

阿見町荒川本郷 2739-1 1日029-875-8555 http://hellokids-ami.watson.jp

家族だけの小さいお葬式

とにかく簡素に

直葬

9.9%

火葬だけ行う

火葬式 16.5 辯 通夜をしない

1日葬 29.7%

資料請求でさらに1万円引き

スルセし **2**029-846-3130



0000

出演者募集

①マイアミフェスー②マイア ステージ式典部会 ミフェスー・= ①中学生以下のキッ

ものは不可 ンド等の準備時間を要する ※1組5分以内、 ステージパフォーマンス マンス②高校生以上による ズによるステージパフォー 進行上バ

対象町内に在住・在勤・ 学している人 在

· その他 ▽ 参加賞あり▽申込 **参加料** 1人300円 多数の場合、抽選の場合あり 就学児を除く ※ 未

内容

食品(5日分相当)の

内容 町ナンバーワンの歌う マイアミ歌合戦

対象 町内に在住・在勤・在学 で中学生以上の人 ま町人を決定します

その他 ▽参加賞あり▽優勝 合あり ▽申込多数の場合、 者および準優勝者に商品あり 抽選の場

申込方法 込む(土・日を に電話または直接下記に申し 時~午後4時) 6月17日(金)まで 除く午 前

時点での出演者募集はありま しを検討していますので、 感染症対策により企画の見直 ストリートの催しについて 現

せ

申し込む▽土・日・祝日:下記

9

申込方法

▽平日:下記①に

その他 あります が変更、 スのまん延状況により企画 新型コロ 中止となる場合が ナウ イ ル

間まい·あみ·まつり実行委員会 事務局 888-1111 (303)

8時30分~午後5時

お知らせ への食品等の支援について新型コロナで自宅療養中の-

援します。 品や衛生用品などを無償で支 その同居家族の人に対し、 ス感染症の自宅療養者および 町では、新型コロナウイル 食

※おむつ・ミルク・生理用品等が 対象 時間は事前にお知らせします 申込日の翌日以降です。配送 等の対応はしていません) 詰め合わせ(食物アレルギー 談ください。なお、配送日は 必要な場合は申込み時にご相 左記をすべて満たす人

ずれの方法によっても確保す 等からの支援、 ▽町の住民基本台帳に登録さ ることが困難な人 ト通販や宅配サービス等、 の確保ができておらず、親族 同居家族マ自宅内に食料品等 療養となった町民およびその コロナウイルス感染症で自宅 れている町内在住の人▽新型 インターネッ (,)

お知らせ 『夜間飛行訓練』陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場

▼日時 (水)・20日(月)・21日(火)・22日 (各機2時間基準) (水) 日没から約3時間以内 6月7日(火)・8 日

固陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課四842-121 (3420)

②に申し込む

▼ 時 間 ▼期日 ▼場所 程度 議室 30 分 開催(無料) かす 午後1時30分~4 6月19日(日) ※ご相談は1 み公民 館1 組 30 階

相談内容 申込方法 平日の午前 外国人の在留資格、農地転用、 申し込む の手続き等 談、事業の手続きや、 義務や事実証明に関する相 許認可関係、法人設立、 午後1時に左記に電話で 暮らし 権利 9 時

間県行政書士会担当:池田 相続、 遺言、 帰化、 分 時 会

〈広告欄〉



募集

広報あみに広告を掲載しませんか?

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中 問い合わせ 商工観光課☎888-1111(172)

ください 相談

役場 阿見小学校

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号神林ビル202号室 あみ司法書士事務所 (簡裁訴訟代理等関係業務認定)司法書士 塙一樹 T E L 029-804-0382 E-mail:ami-shihousyoshi@jcom. zaq. ne. jp (平日午前9:00~午後6:00)・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。

邮

手は

定例相談

行政相談

時 6月2日(木) 午前10時~午後3時 \Box

役場 3 階 305 会議室 問い合わせ 総務課**8**888-1111

子音で相談

電話・来所相談 月~金曜日 午前 9 時~午後 4 時

所 中鄉保育所内 訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター☎ 891-2772

教育相談

時 月~金曜日 午前 9 時~午後 5 時

所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター (やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

時 水曜日 午後1時~4時

弁護士相談 月1回午後1時~3時30分 ※弁護士相

談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約

所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 887-0084

高齢者総合相談

時 月~金曜日午前8時30分~午後5時15分 \Box

所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター☎ 887-8124

消費者相談

時 月~金曜日 午前9時~正午、午後1時~4時

所 役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター☎ 888-1871

交通事故相談

日 月・水~金曜日(火曜日は閉庁)

衻 午前9時~正午、午後1時~4時45分

弁護士相談 第3水曜日 午後1時~4時 ※要予約

県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎ 823-1123

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課 ▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』 ▽中央・かすみ・君原公民館▽本郷・舟島ふれあいセンター▽ 吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

7その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店 ▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店 ▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパー タイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分~午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く) ※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

公共機関電話番号

うずら出張所

28 841 - 1167

健康づくり課

2 888 - 2940

地域子育て支援センター

2 891 - 2772

霞クリーンセンター

2889-0091

上下水道課

28 889 - 5151

町民活動センター

28 888 - 2051

町男女共同参画センター

28 896 - 3181

福祉センターまほろば

28 887 - 3969

消費生活センター

28 888 - 1871

学校教育課

2888-0220

中央公民館

2 888 - 2526

君原公民館

28 889 - 1363

かすみ公民館

8888-8111

本郷ふれあいセンター

28 830 - 5100

舟島ふれあいセンター

2 840 - 2761

吉原交流センター

28 889 - 0277

図書館

28 887 - 6331

予科練平和記念館

8 891 - 3344

総合運動公園

28 889 - 2788

教育相談センター

8 888 - 1225

阿見消防署

28 887 - 0119

火災情報案内

2 0297-64-0119

町民ダイヤル

28 887 - 6600

牛久警察署

2 871-0110

牛久警察署 阿見地区交番

28 888 - 0110

6月・7月の納税

6月

町県民税(1期)

7月

固定資産税(2期) 国民健康保険税(1期) 後期高齢者医療保険料(1期) 介護保険料(1期)

納期限 6 月 30 日(木)

納期限8月1日(月)

救急車出動状況:4月

阿見消防署管内調べ

病 121件(521)

出場件数 193件(787) 交通事故 16件(37)

一般負傷 25件(99)

※救急車の適正な利用を そ の 他 31件(130) お願いします

合 計 193件(787)